

簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本業務は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものである。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和 8 年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものとする。

また、本業務は入札手続き等について、一部を除き、下記分任契約担当官の事務所とは別の事務所（関東地方整備局江戸川河川事務所）において行う業務である。

令和 8 年 1 月 1 4 日（水）

分任契約担当官

関東地方整備局北首都国道事務所長

1. 業務概要

（１）業務名 R8圏央道（埼玉・茨城）事業監理業務（電子入札対象案件）（電子契約対象業務）

（２）業務内容

本業務は、圏央道4車線化事業において、効率的かつ確実な事業推進を図るため、全体事業計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等、施工管理等、占用企業調整、借地返還に伴う調整等を行う業務である。

（３）履行期間 履行期間は、以下のとおり予定している。

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（４）その他

1）参加要件等

本業務における参加要件は業務説明書による。

2）試行に関する事項

本業務の試行は業務説明書による。

3）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業等に対して、加点を行う業務である。

2. 参加資格

（１）技術提案書の提出者

1）基本的要件

ア）単体企業

a) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

b) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7 ・ 8 年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

- c) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- e) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- f) 本事務所の調査設計資料作成業務（行政事務補助）を受注していないこと。

イ) 設計共同体

上記 ア) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年1月14日（水）付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長からR8圏央道（埼玉・茨城）事業監理業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

2) 資本関係又は人的関係

技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書2.2）参照）

3) 中立性・公平性

本業務受注者及び本業務受注者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の担当範囲内の調査設計資料作成業務（行政事務補助）の入札に参加し、または受注者となることはできない（設計共同体の場合はその構成員となることもできない）。また、本業務の受注者の出向・派遣元及び、出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者についても、前記と同様の扱いとする。なお、「参加」とは、業務の入札に参加すること、または業務の下請けとして参加することをいう。

資本面・人事面で関係があるとは、次の[1]又は[2]に該当するものをいう。

- [1] 一方の会社が、他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- [2] 一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

3. 技術提案書の提出者に要求される資格要件

技術提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

- (1) 配置予定技術者の資格及び業務実績、手持ち業務の状況
- (2) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
資格、同種又は類似業務・工事の実績、担当した業務の業務成績、優良表彰
- (2) 実施方針
業務理解度、対応方針、実施体制
- (3) 特定テーマに関する技術提案
- (4) ヒアリングによるコミュニケーション力
- (5) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

5. 手続等

(1) 担当部局（説明書の交付場所、参加表明書及び技術提案書の提出場所）

国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所経理課（北首都国道担当）

TEL：04-7125-7312

電子メール：ktr-kitas.keiri792@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

交付期間：令和8年1月14日（水）から令和8年2月2日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（9時00分から17時00分まで）。ただし、最終日は15時00分まで

交付方法：電子入札システムにより交付する。但し、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼（受付期間は交付期間と同じ）を行うこと。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限等

提出期限：令和8年2月2日（月）15時00分。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。

(4) 関連業務を随意契約する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。

(6) 参加資格の認定

2.（1）1）ア）b）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も5.（3）により参加表明書及び技術提案書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定されるためには、選定通知の時ににおいて、当該資格の認定を受けていなければならない。

なお、2.（1）1）イ）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないものは、選定通知の時ににおいて、当該資格の認定を受けていなければならない。

ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（令和6年5月9日付け国会公契第1号、国官技第46号、国営管第48号、国営計第13号、国営整第14号、国港総第27号、国港技第9号、国北予第2号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、選定通知の日とする。

(7) 契約締結日及び履行期間開始は令和8年4月1日とする。

ただし、令和8年4月1日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は令和8年4月2日以降、予算が成立した日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(8) その他 詳細は業務説明書による。